

(※)高等学校卒業以上の学歴について

「高等学校卒業以上の学歴を有する」とは、学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができることを指します。

なお、この要件を満たす主な学歴(資格)は以下のとおりです。

- ・大学院修了、大学卒業、短期大学卒業、高等学校卒業
- ・専門学校(高等学校卒業者を対象とする専門課程を置く専修学校)卒業
- ・高等専門学校の3年次を修了、特別支援学校の高等部を修了
- ・高等学校卒業認定試験(旧大学入学検定)に合格し、かつ18歳以上

上記以外の学歴(資格)については、個別に応募資格を確認する必要があります。